

## 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

### 1. 認定申請手数料(法第5条第1項～第7項)

(1) 一戸建ての住宅(※1)、共同住宅等(※2)の新築しようとする場合は、次の表に掲げる額

① 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項に記載されている確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを提出する場合

一戸建ての住宅		7, 100円
共同住宅等	100㎡以内のもの	7, 100円
	100㎡超～ 500㎡以内のもの	13, 000円
	500㎡超～ 1,000㎡以内のもの	22, 000円
	1,000㎡超～ 2,500㎡以内のもの	32, 000円
	2,500㎡超～ 5,000㎡以内のもの	57, 000円
	5,000㎡超～ 10,000㎡以内のもの	94, 000円
	10,000㎡超～ 20,000㎡以内のもの	161, 000円
	20,000㎡超～ 30,000㎡以内のもの	190, 000円
	30,000㎡超のもの	203, 000円

② ①以外の場合

一戸建ての住宅		52, 000円
共同住宅等	100㎡以内のもの	52, 000円
	100㎡超～ 500㎡以内のもの	122, 000円
	500㎡超～ 1,000㎡以内のもの	196, 000円
	1,000㎡超～ 2,500㎡以内のもの	386, 000円
	2,500㎡超～ 5,000㎡以内のもの	691, 000円
	5,000㎡超～ 10,000㎡以内のもの	1, 188, 000円
	10,000㎡超～ 20,000㎡以内のもの	2, 198, 000円
	20,000㎡超～ 30,000㎡以内のもの	3, 140, 000円
	30,000㎡超のもの	3, 847, 000円

※上記に併せて建築基準関係規定の審査受ける場合(法第6条2項による申出)は、確認申請関係手数料を加える。

(※1)人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。

(※2)共同住宅等とは、一戸建ての住宅以外の住宅(長屋、共同住宅等)をいう。

(2) 一戸建ての住宅(※1)、共同住宅等(※2)の増築し、若しくは改築しようとする場合又は一戸建ての住宅、共同住宅等について建築行為を行わない維持保全計画の場合は次の表に掲げる額

① 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項に記載されている確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを提出する場合

一戸建ての住宅		10,000円
共同住宅等	100㎡以内のもの	10,000円
	100㎡超～500㎡以内のもの	19,000円
	500㎡超～1,000㎡以内のもの	33,000円
	1,000㎡超～2,500㎡以内のもの	47,000円
	2,500㎡超～5,000㎡以内のもの	85,000円
	5,000㎡超～10,000㎡以内のもの	140,000円
	10,000㎡超～20,000㎡以内のもの	242,000円
	20,000㎡超～30,000㎡以内のもの	284,000円
	30,000㎡超のもの	304,000円

② ①以外の場合

一戸建ての住宅		78,000円
共同住宅等	100㎡以内のもの	78,000円
	100㎡超～500㎡以内のもの	183,000円
	500㎡超～1,000㎡以内のもの	293,000円
	1,000㎡超～2,500㎡以内のもの	579,000円
	2,500㎡超～5,000㎡以内のもの	1,037,000円
	5,000㎡超～10,000㎡以内のもの	1,782,000円
	10,000㎡超～20,000㎡以内のもの	3,296,000円
	20,000㎡超～30,000㎡以内のもの	4,710,000円
	30,000㎡超のもの	5,770,000円

※上記に併せて建築基準関係規定の審査受ける場合(法第6条2項による申出)は、確認申請関係手数料を加える。

**2. 変更認定申請手数料(法第8条第1項)**

- (1) 一戸建ての住宅の場合は、「1. 認定申請手数料」の表に掲げる額
- (2) 共同住宅等の場合は、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じた額

**3. 譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合の計画変更認定申請手数料**

譲受人を決定の場合の変更認定(法第9条第1項)	2,300円
管理者等が選任された場合の変更認定(法第9条第3項)	2,300円

**4. 認定計画実施者の地位の承継の承認申請手数料**

地位承継の承認(法第10条)	2,300円
----------------	--------

**5. 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料**

容積率の特例許可(法第18条第1項)	160,000円
--------------------	----------